

令和4年度 第51回舞鶴市都市計画審議会
＜議事録：概要版＞

口日 時：令和5年2月16日（木）14時30分～

口場 所：舞鶴市役所 議員協議会室

口委 員：

【出席】 17名

立命館大学教授	岡井 有佳
舞鶴工業高等専門学校教授	尾上 亮介
龍谷大学准教授	清水 万由子
舞鶴市社会福祉協議会会長	荻野 隆三
舞鶴商工会議所会頭	小西 剛
国土交通省近畿地方整備局舞鶴港湾事務所長 川端 俊也	
代理出席 国土交通省近畿地方整備局舞鶴港湾事務所工務課長	中官 利之
国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所長	犬丸 潤
京都府中丹広域振興局建設部中丹東土木事務所長	西村 祥一
京都府舞鶴警察署長	川戸 利信
特定非営利活動法人まいづるネットワークの会副理事長	上野 和美
舞鶴自治連・区長連協議会会長	福本 清
特定非営利活動法人難民を助ける会西日本担当理事	鷺田 マリ
舞鶴市議会議員	小谷 繁雄
舞鶴市議会議員	小西 洋一
舞鶴市議会委員	谷川 眞司
舞鶴市議会議員	野瀬 貴則
舞鶴市議会議員	福本 明日香

口議 案：

「4 舞都諮第1号舞鶴都市計画区域区分の変更（京都府決定）案の申し出」

<開会>

- 市長挨拶
- 会長挨拶
- 委員の紹介

<報告>

→「舞都議第 108 号 舞鶴都市計画公園の変更（舞鶴市決定）」は、諸般の事情により、準備が整わないことから本日の都市計画審議会には付議しない。

<議事>

○議案

「4 舞都諮第 1 号舞鶴都市計画区域区分の変更（京都府決定）案の申し出」

・事務局から説明。

【質疑応答・意見交換】※「◆」＝「委員からの質問・意見」、「⇒」＝「事務局の回答」

◆意見交換会や勉強会の中でどのような意見があったのでしょうか。

⇒意見としては、市街化調整区域にすることによって、「先祖代々、私たちが預かった土地について税金は安くなるけれども、一般的に宅地ではなくなることに對して不安がある。」という意見や「税金が安くなることで、将来に向けてなんとか土地を保全していきたい。」という意見がありました。

◆地権者が逆線引きに反対し、なかなか合意に進まなかった地区はなかったのでしょうか。

⇒地権者にご説明する際には必ず反対する方がいらっしゃいます。その中で、一定程度賛成の意見が多かった地区に對して今回は諮問させていただいております。

◆所有者・地権者がわかっていない土地は無かったということによろしかったのでしょうか。

⇒税務課の税情報を元にご案内しており、特に不明な土地はございません。

◆基本的には住宅がある場所は、今回の対象地からは外していると思うのですが、一部住宅も含んだところも対象となっています。どのような過程で対象地域を決めたのでしょうか。

⇒穴谷地区については、「住宅までの繋がる道がない中で今回市街化調整区域になっても今と状態が変わらないので反対しません。」という意見をいただきましたので対象地といたしました。道路区域で区域の境界線を引くことが基本的な方法ですが、一部の地権者の方々から、「当時相当な金額で土地を購入し開発した。税金が安くなるのは良いことだが、やはり土地の価値が落ちるというイメージが残るのでこのまま市街化区域にした方が良いのではないか。」という意見が挙げられたため今回は対象外とした場所があります。

暮谷地区については、「市街化調整区域になったとしても今の状態と変わらないので特に問題はない。」という意見をいただきましたので、対象地といたしました。家屋が繋がった場所につきましては、国道 27 線沿いにしっかりと面していたため今回は対象外としました。

◆今まで逆線してきた地域は私たち舞鶴市民から見ても田舎の場所でした。しかし、今回は国道 27 号線のすぐ近くで便利な地区だと思います。今後、舞鶴市では国道の近くであっても住民がいない地区には逆線引きを進めていくのでしょうか。

⇒ご指摘をいただいた国道 27 号線沿いにも逆線の候補地がございます。しかし、舞鶴市から一方的に逆線するということはなく、必ず地区の調査、地権者や事業者の皆様との協議を行います。全ての地域にて逆線引きを行うことは難しいと思いますが、できるだけ土地開発が進んでいない地区に関しては逆線引きを進めて参りたいと考えております。

<採決>

→満場一致で原案のとおり答申

<閉会>

○建設部長挨拶